

5. 保健医療行政について

不妊治療について

不妊治療は、2004年に初めて公費助成制度が創設され、その後の助成額や所得制限などが段階的に拡充されてきたところです。

先日、不妊治療を続けている方からお話を聞く機会がありました。

経済的負担に加え、不育症について検査や治療の一部は保険適用されているものの極めて限定されており、範囲を広げてほしい。治療を始めたいと思っても会社や上司に話しにくく、治療上、急に仕事を休まざるを得ないことが多いために仕事との両立は難しく断念する方が多い。特に治療をやめる患者には喪失感があることなどから、心理面でのケアが必要であること等切実な声をお聞きしたところです。



現在、不妊治療を受ける夫婦は5.5組に1組といわれ、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5.7万人で過去最多、16人に1人が体外受精で生まれたことになり、学校1クラスに2~3人の割合でいるという、私たちの身近なものであるにも関わらず、不妊治療とはどのような治療なのか等、知られていないのが現状です。

菅総理は12月4日の会見で不妊治療の保険適用を2020年度からの開始を目指すこと、それまでの間は、所得制限の撤廃、助成額の大幅な拡充を補正予算に盛り込むことを表明されました。今後、これまで経済的負担から治療を断念していたが、国が進める助成拡充によって治療を始める方が増加することも想定され、その環境整備を急ぐ必要があります。

「子どもを持ちたい」という方々の気持ちに寄り添い、その切実な願いに応えるために着実に実現していただくことを希望するものです。

そこで質問です。

- (1) 不妊治療について知事の認識をお聞きするとともに、不妊治療について本県の支援はどのようになっているのか。また不妊治療費の助成の実績はどのようになっているのか伺います。
- (2) 妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症については、検査や治療の一部について助成を行っている自治体もあると聞いていますが、県ではどのよ

うに取り組むのか知事の見解を求めます。

- (3) 不妊治療や不育症治療については、経済的負担の軽減に加え、相談体制の充実、仕事との両立支援、治療についての企業や県民の理解促進など幅広い支援が必要です。

今後、県はどのように取り組まれるのか、知事の所見を求めます。

【小川知事の答弁】

◆不妊治療に係る認識と本県の支援について

子どもを持ちたいと願い、不妊治療を受けられるご夫婦の希望をかなえていく上で、精神的、経済的負担に対して支援を行うことは、重要であると考えます。

このため県では、全ての保健所で、助産師や保健師が、不妊等の悩みに対し、電話等で相談に応じています。

加えて、県内3カ所の保健所に設置する「不妊専門相談センター」では、不妊専門の資格を持つ助産師等が、面接相談において、医学的な内容にも対応しています。

経済的負担に対しては、体外受精及び顕微授精といった特定不妊治療等に要する費用の一部を助成しており、令和元年度は1,945件の助成を行っています。

なお、今年度からは、国の補助基準である通算助成回数を超えても、一定額までは助成できるよう、本県独自の制度拡充を行ったところです。

◆不育症の検査、治療に係る助成について

不育症の原因は様々ですが、適切な検査と治療により、不育症の方の多くが出産に至るとされています。

しかし、検査・治療に係る費用が高額であることから、現在、国において助成制度の創設が検討されており、本県においても、国の動向を注視してまいります。

◆不妊や不育症に係る幅広い支援について

不妊や不育症の方々は、妊娠できないのではないかという不安や、流産や死産による喪失感を抱えておられることから、精神的ケアが必要になります。

このため、複雑な心理状態にある相談者に適切に対応できるよう、相談対応に当たる職員や医療従事者等の研修会のテーマに、心のケアを追加することとしています。

また、働きながら治療を受ける方も増加していることから、職場での理解促進が重要であると考えています。

治療を受けながらも働き続けられる職場環境の整備に向けて、企業・事業所の方々が集まる場を活用して、治療内容や職場における配慮のポイントについて説明するなど、周知啓発を行ってまいります。

併せて、県のホームページに、不妊に加え、不育症のページを新たに追加するなど、県民の理解促進を図ってまいります。